

第十三條

ヲ保管スルモノトス  
本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 壹名  
幹事長 壹名  
會計員 貳名

副會長 壹名  
幹事 七名

第十四條

- (一) 役員ノ職務及權限左ノ如シ
- (二) 會長ハ本會ヲ代表シ本會全般ノ事務ヲ管理ス
- (三) 副會長ハ會長ノ事務ヲ補佐シ事故アルトキハ之ヲ代理ス
- (四) 幹事長ハ幹事ノ事務ヲ監督スルモノトス
- (五) 會計員ハ本會一切ノ會計事務ヲ處理スルモノトス

第十五條

- (一) 役員ハ本會總會ニ於テ左ノ規定ニ依リ投票ヲ以テ選舉ス  
出席會員ニアラザレバ選舉ヲナスコトヲ得ザルモノトス
- (二) 當選者ハ得票同數ナルトキハ年長者ヲ先ニ取り若シ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス
- (三) 役員ニ缺員ヲ生シタル場合事務執行上支障アルトキハ次點者ヲ以テ之ヲ補フモノトス
- (四) 任期滿了後ノ役員ハ再選スルモ妨ゲナシ

第十六條

役員ハ總テ名譽職トス  
但シ職務執行上賃費ヲ要スル場合ハ本會ヨリ之ヲ辨償ス  
役員ノ任期ハ滿一ケ年トシ相當理由アルニアラザレバ辭退スル事ヲ得ズ

第十七條

但シ任期滿了ノ際ハ感謝狀ヲ贈呈ス  
本會ハ必要ニ應ジ臨時役員會ヲ開ク役員會ハ正副會長幹事長幹事ヲ以テ之ヲ組織ス  
役員會ノ開會ハ過半数以上ノ出席者アルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ

第十八條

役員會ノ決議ハ出席會員ノ過半数以上ノ賛成者アルニアラザレバ其効力ヲ生ゼザルモノトス  
本會ハ毎年春季一回通常總會ヲ開キ第三條ニ規定セル事

(四) 會員家族ニ死亡者アルトキハ役員代表シテ會葬スルモノトス(但シ兩親正妻嗣子ニ限ル)

- (五) 會員ノ出征金 金五圓贈呈
- (六) 會員ノ死亡 金五圓贈呈
- (七) 會員ノ入營 金貳圓贈呈
- (八) 會員家族ノ死亡 金貳圓贈呈

但シ兩親正妻嗣子ニ限ル  
此他吉凶慶弔ノ事ハ役員會ノ決議ヲ經テ相當見舞金品ヲ贈呈スルモノトス  
會員ニ對シ第廿八條及第二十九條ノ規約ヲ適用スベキ事故アリタルトキハ直チニ最寄幹事又ハ事務所ニ報告スルモノトス

第三十條

本會ノ規約改正ノ必要アルトキハ總會ノ決議ヲ經ルモノトス

第一節

第一條 本會員ニシテ左ノ行為アリタルモノハ役員會ノ決議ヲ經テ賞狀及紀念品ヲ贈呈ス

- (一) 功勞賞 本會ニ對シ特ニ功勞アリト認メタル者
- (二) 勤績賞 一所屬店ニ滿三ケ年及滿五ケ年勤績シタルモノ
- (三) 精勤賞 會員ノ使用スル徒弟ニシテ滿五ケ年以上精勤シ

第二條

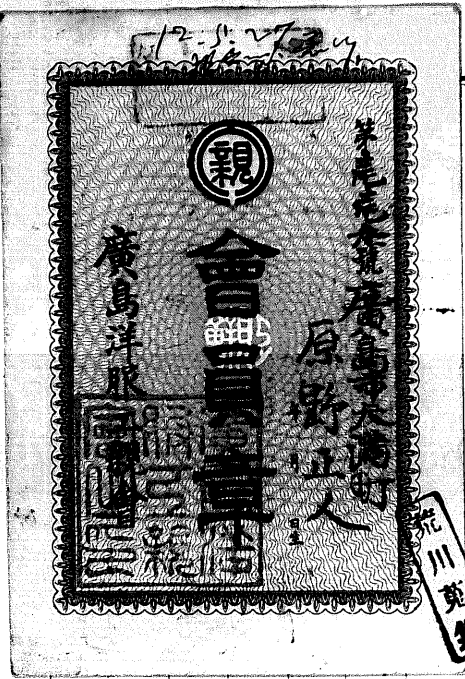
本會員ニシテ左記ノ行為アリタルモノハ役員會ノ決議ヲ經テ除名ノ處分ヲナスコトアルベシ

第三條

- (一) 不都合ノ行為アリタル者
- (二) 會則及會ノ決議ニ違背シタル者
- (三) 本會ノ体面ヲ損スル行為アリタル者
- (四) 會費三ケ月以上怠納シタル者

此ノ規程ニ漏レタルモノニシテ賞罰ノ必要トスル場合ニハ臨時役員會ニ於テ之ヲ決定ス  
大正十一年一月八日第三回通常總會ニ於テ決定即日之ヲ實行ス

廣島洋服工親會



尾野山 人  
1921.1.8